

経営革新計画 承認申請の手引き



埼玉県産業労働部産業支援課

1 申請要件

申請に際しては次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 登記簿上の本店が埼玉県内にあること
- (2) 1年以上の事業実績があること
- (3) 中小企業者であること（下表の資本金基準又は従業員基準を満たしていること）
- (4) 新商品の開発、新たな生産方式の導入など、これから開始する「新たな取組み」が存在すること
- (5) 「新たな取組み」が、同業他社で相当程度普及している技術や生産方式の導入ではないこと
- (6) 法令及び公序良俗に反する事業ではないこと。公的支援を行うことが適当な事業内容であること

《新たな取組み》

「新たな取組み」は以下の4類型です。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動



新たな取組

知的財産の活用等の先進的な取組から、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とします。

なお、個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として対象とします。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における 同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

- (7) 次の条件を満たす経営革新計画があること

- ①3年以上5年以下の計画であること
- ②「新たな取組み」を実施することで、企業全体の付加価値額又は1人当たりの付加価値額及び経常利益が次の基準以上伸びるものであること

付加価値額とは営業利益、人件費、減価償却費の合計をいう

3年計画： 付加価値額 9%以上、 経常利益 3%以上

4年計画： 付加価値額 12%以上、 経常利益 4%以上

5年計画： 付加価値額 15%以上、 経常利益 5%以上

- (8) 原則として、事前に金融機関と相談を行っていること（融資希望の場合）

※ なお、申請日から6か月以内に融資を必要とする計画の場合は、事業計画書に融資の申し込みを行う予定の「金融機関名（支店名）」、「担当者名」及び「電話番号」の記載を必要とします。承認に当たって、相談を行っている事実の有無について当該金融機関へ確認を行いますので予めご了承ください。また、以下の4に記載しておりますとおり、融資等については、計画の承認とは別に金融機関・保証協会等の審査がありますので御注意ください。

《中小企業者の範囲》

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

2 提出書類

<正本>

- ① 承認申請書（朱印で押印したもの。申請日は県又は商工会等の收受日。）
- ② 事業計画書
- ③ 決算報告書（直近の3期間）
- ④ 定款の写し（個人事業主の場合は不要）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（発行後3か月以内、原本）
※ 個人事業主の場合は住民票（発行後3か月以内、原本）
- ⑥ 会社案内（会社案内がない場合にはHPの打ち出し等）
- ⑦ 金融機関あて提出様式の写し
※ 申請日から6か月以内に融資を必要とする計画の場合は、申請者が本書を作成のうえ、金融機関に提出する規定になっています。申請書には本書の写しの添付が必要です。

<副本>

- ① 承認申請書（正本の写し）
- ② 事業計画書
- ③ 決算報告書
- ⑥ 会社案内（会社案内がない場合にはHPの打ち出し等）

3 進捗状況調査

本申請に係る承認を受けた場合は、計画の進捗状況について計画期間中1年ごとに回答していただきます（承認企業様には進捗状況調査票を送付しますので必ず提出してください）。

4 支援措置の注意事項

計画が承認されたことで、融資等を受けられるものではありません。融資等については、計画の承認とは別に金融機関・保証協会等の審査があります。

事前に金融機関等に相談して下さい。

5 窓口

経営革新計画の承認申請についての御相談は、貴社の「本社所在地」のある下記の窓口で受け付けています。

●埼玉県機関

川越北企地域振興センター

東松山事務所

〒355-0024
東松山市六軒町5-1
東松山地方庁舎内
電話0493-24-1110

秩父地域振興センター

〒368-0042
秩父市東町29-20
秩父地方庁舎内
電話0494-24-1110

川越北企地域振興センター

〒350-1124
川越市新宿町1-17-17
ウエスタ川越公共施設棟内
電話049-242-1812

北部地域振興センター

本庄事務所

〒367-0026
本庄市朝日町1-4-6
本庄地方庁舎内
電話0495-24-1110

北部地域振興センター

〒360-0031
熊谷市末広3-9-1
熊谷地方庁舎内
電話048-524-1110

利根地域振興センター

〒361-0052
行田市本丸2-20
行田地方庁舎内
電話048-555-1110

県央地域振興センター

〒362-0002
上尾市南239-1
上尾地方庁舎内
電話048-777-1110

西部地域振興センター

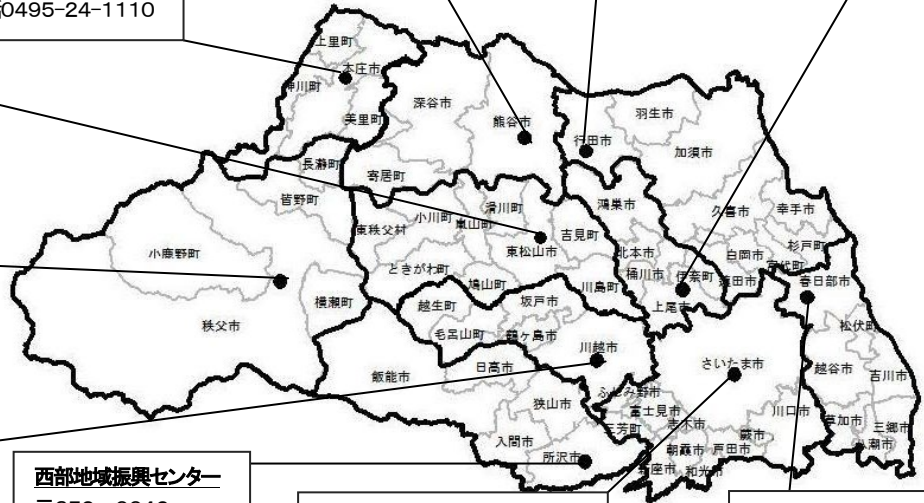
〒359-0042
所沢市並木1-8-1
所沢地方庁舎内
電話04-2993-1110

県庁(産業支援課)

〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁本庁舎
電話048-830-3910

東部地域振興センター

〒344-0038
春日部市大沼1-76
春日部地方庁舎内
電話048-737-1110



●商工会議所 (五十音順)

上尾商工会議所	048-773-3111	越谷商工会議所	048-966-6111	所沢商工会議所	04-2922-2196
川越商工会議所	049-229-1810	さいたま商工会議所	048-641-0084	飯能商工会議所	042-974-3111
川口商工会議所	048-228-2220	狭山商工会議所	04-2954-3333	深谷商工会議所	048-571-2145
春日部商工会議所	048-763-1122	草加商工会議所	048-928-8111	本庄商工会議所	0495-22-5241
行田商工会議所	048-556-4111	秩父商工会議所	0494-22-4411	蕨商工会議所	048-432-2655
熊谷商工会議所	048-521-4600				

●商工会 (五十音順)

朝霞市商工会	048-470-5959	志木市商工会	048-471-0049	ふかや市商工会	048-584-2325
荒川商工会	0494-54-1059	庄和商工会	048-746-0611	富士見市商工会	049-251-7801
伊奈町商工会	048-722-3751	白岡市商工会	0480-92-9151	ふじみ野市商工会	049-261-3156
入間市商工会	04-2964-1212	杉戸町商工会	0480-32-3719	松伏町商工会	048-992-1771
小川町商工会	0493-72-0280	鶴ヶ島市商工会	049-287-1255	三郷市商工会	048-952-1231
桶川市商工会	048-786-0903	ときがわ町商工会	0493-65-0170	美里町商工会	0495-76-0144
越生町商工会	049-292-2021	戸田市商工会	048-441-2617	皆野町商工会	0494-62-1311
加須市商工会	0480-61-0842	長瀨町商工会	0494-66-0268	南河原商工会	048-557-0742
神川町商工会	0495-77-3181	滑川町商工会	0493-56-3110	宮代町商工会	0480-35-1661
上里町商工会	0495-33-0520	新座市商工会	048-478-0055	三芳町商工会	049-274-1110
川島町商工会	049-297-6565	西秩父商工会	0494-75-1381	毛呂山町商工会	049-294-1545
北本市商工会	048-591-4461	蓮田市商工会	048-769-1661	八潮市商工会	048-996-1926
久喜市商工会	0480-21-1154	鳩ヶ谷商工会	048-281-5555	吉川市商工会	048-981-1211
くまがや市商工会	048-588-0140	鳩山町商工会	049-296-0591	吉見町商工会	0493-54-0701
鴻巣市商工会	048-541-1008	羽生市商工会	048-561-2134	寄居町商工会	048-581-2161
児玉商工会	0495-72-1556	東秩父村商工会	0493-82-1315	嵐山町商工会	0493-62-2895
坂戸市商工会	049-282-1331	東松山市商工会	0493-22-0761	和光市商工会	048-464-3552
幸手市商工会	0480-43-3830	日高市商工会	042-985-2311		